

## 15 第34条の2

第34条の2 別表第8で定める数量の100倍以上の再生資源燃料（廃棄物固形化燃料等に限る。）、可燃性固体類、可燃性液体類又は合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、当該貯蔵し、又は取り扱う場所における火災の危険要因を把握するとともに、前2条に定めるもののほか当該危険要因に応じた火災予防上有効な措置を講じなければならない。

本条は、別表第8で定める数量の100倍以上の再生資源燃料（廃棄物固形化燃料等に限る。）、可燃性固体類、可燃性液体類又は合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う者が、火災の危険要因の把握、当該危険要因に応じた保安措置を講ずべき旨を規定したものである。

指定可燃物施設における火災危険性は、物品の品名、数量、貯蔵取扱いの実態、事業所の保安設備や管理の体制が異なることから、事業者自らが、その実態を踏まえた対策を講ずることを目的として規定したものである。具体的には、保安計画の策定等が挙げられる。